

令和6年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱

5福祉高施第1487号

令和6年4月11日

1 通則

補助金の交付については、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱（令和3年11月4日付厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働省発老1104第1号・厚生労働省発保1104第1号の別紙）、平成27年度地域介護対策支援臨時特例交付金交付要綱（平成28年2月23日付厚生労働省発老0223第2号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙、令和5年6月23日付医政発0623第15号・老発0623第5号・保発0623第4号により一部改正）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 目的

この補助金は、地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱（令和6年4月11日付5福祉高施第1486号。以下「実施要綱」という。）に基づき、地域密着型サービス等整備事業について、都が予算の範囲内においてその事業に要する費用の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

3 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱の4に規定する事業とする。

4 関係者の責務

補助事業者及び間接補助事業者は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的又は間接補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業を行うよう努めなければならない。

5 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

6 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費で、別表1第4欄、別表2第4欄及び別表4第3欄に定める経費とする。

7 補助金交付額

(1) 基本単価

実施要綱の4(1)に定める補助金の交付額は、別表1第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

また、島しょ地域については、別表1第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額に1.08を乗じた額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、令和5年度以降に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域（災害イエローゾーン）において新規整備した施設等につ

いては、交付の対象としない。

(2) 加算単価

実施要綱の4(2)に定める補助金の交付額は、別表2第1欄に定める施設等の区分ごとに、対応する次のアの金額とイの金額とを比較していずれか少ない額に別表2第5欄の補助率を乗じて得た額とする。

なお、島しょ地域については、別表2第1欄に定める施設等の区分ごとに、対応する次のアの金額とイの金額とを比較していずれか少ない額に別表2第5欄の補助率及び別表3に定める島しょ工事費指数を乗じて得た額とする。

ア 別表2第2欄に定める基準額に別表2第3欄に定める物価調整額基準額を加算した額

イ 別表2第4欄に定める対象経費の区市町村の実支出額から寄附金その他収入額及び(1)に定める基本単価の交付額を差し引いた額

(3) 区市町村所有地活用モデル加算補助

実施要綱の4(3)に定める補助金の交付額は、1ヶ所あたり10,000,000円とする。

(4) 大規模な修繕等を実施する事業

実施要綱の4(4)に定める補助金の交付額は、別表4第3欄に定める対象経費の下限を1施設当たり800,000円とし、対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率4分の1を乗じて得た額とする。

8 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、区市町村が別紙様式第1号に必要な書類を添付して、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

9 補助金の交付決定

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、11の条件を付して補助金の交付を決定し、区市町村に通知する。

10 変更交付申請

9の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合の手続は、8の規定に準じるものとし、別紙様式第2号により行うものとする。

11 補助条件

この補助金の交付に当たっては、実施要綱に定めるところのほか、別記1の補助条件を付するものとする。

さらに、区市町村が実施要綱4(1)から(3)までの整備事業について実施要綱3(3)③から⑤までに定める運営事業者に対して補助する場合には別記2の補助条件を、実施要綱3(3)⑥及び⑦に定める運営事業者に対して補助する場合には別記3の補助条件を、実施要綱3(2)②に定める土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、実施要綱3(2)③に定める建物所有者に対して補助する場合には別記5の補助条件を併せて付するものとする。

区市町村が地域の事情に応じて独自に間接補助事業者に補助する場合、別記1から別記5までの補助条件に準じるほか、必要に応じてその他の補助条件を付することがある。

12 補助金の交付時期

この補助金の交付は、別記1の補助条件6に定める補助金の額の確定後、区市町村ごとに一括し

て行うものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(別表 1)

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、東京都知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱（平成27年10月27日付27福保高計第336号。）の6に定める費用は除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模介護医療院	61,000千円	施設数	
小規模養護老人ホーム	2,600千円	整備床数	
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数	
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円	施設数	
介護予防拠点	9,710千円	施設数	
地域包括支援センター	1,300千円	施設数	
生活支援ハウス	38,900千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,300千円	整備床数	
施設内保育施設	13,000千円	施設数	
介護施設等の合築等			
上記の地域密着型サービス等の整備の事業対象施設及び認知症高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設又は都市型軽費老人ホームのいずれかと合築・併設する場合	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
空き家を活用して、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンターを整備する場合	9,710千円	施設数	

（注）施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増築（床）する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することが出来る。

(別表2)

1 区分		2 補助基準額		3 物価調整額		4 対象経費	5 補助率
(1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員	基準額	宿泊定員	基準額	以下の整備区分による施設の整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2. 6%に相当する額を限度とする。)ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。また、既存建築物の買取りの場合はその買取り経費(整備区分) ①新たに建物を創設 ②既存建築物の買取り・改修 ③所有する建物の改修	3/4
		1人	750,000 円	1人	480,000 円		
		2人	4,650,000 円	2人	2,980,000 円		
		3人	8,550,000 円	3人	5,470,000 円		
		4人	12,450,000 円	4人	7,970,000 円		
		5人	16,350,000 円	5人	10,470,000 円		
		6人	20,250,000 円	6人	12,970,000 円		
		7人	24,150,000 円	7人	15,470,000 円		
		8人	28,050,000 円	8人	17,970,000 円		
		9人	31,950,000 円	9人	20,470,000 円		
(2) 地域密着型特別養護老人ホーム	整備促進地域	定員	基準額	定員	基準額		
		～15人	6,750,000 円	～15人	3,770,000 円		
		16人	13,200,000 円	16人	7,370,000 円		
		17人	19,650,000 円	17人	10,970,000 円		
		18人	26,100,000 円	18人	14,570,000 円		
		19人	32,550,000 円	19人	18,180,000 円		
		20人	39,000,000 円	20人	21,780,000 円		
		21人	45,450,000 円	21人	25,380,000 円		
		22人	51,900,000 円	22人	28,990,000 円		
		23人	58,350,000 円	23人	32,590,000 円		
		24人	64,800,000 円	24人	36,190,000 円		
		25人	71,250,000 円	25人	39,800,000 円		
		26人	77,700,000 円	26人	43,400,000 円		
		27人	84,150,000 円	27人	47,000,000 円		
		28人	90,600,000 円	28人	50,610,000 円		
		29人	97,050,000 円	29人	54,210,000 円		
	その他の地域	定員	基準額	定員	基準額		
		～15人	4,500,000 円	～15人	3,770,000 円		
		16人	8,800,000 円	16人	7,370,000 円		
		17人	13,100,000 円	17人	10,970,000 円		
		18人	17,400,000 円	18人	14,570,000 円		
		19人	21,700,000 円	19人	18,180,000 円		
		20人	26,000,000 円	20人	21,780,000 円		
		21人	30,300,000 円	21人	25,380,000 円		
		22人	34,600,000 円	22人	28,990,000 円		
		23人	38,900,000 円	23人	32,590,000 円		
		24人	43,200,000 円	24人	36,190,000 円		
		25人	47,500,000 円	25人	39,800,000 円		
		26人	51,800,000 円	26人	43,400,000 円		
		27人	56,100,000 円	27人	47,000,000 円		
		28人	60,400,000 円	28人	50,610,000 円		
		29人	64,700,000 円	29人	54,210,000 円		
(3) 地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室		4,300,000円に定員数を乗じて得た額		3,600,000円に定員数を乗じて得た額			

(注1) 区分(1)について、増築(床)の場合は、増加する宿泊定員1人当たり補助基準額3,900,000円、物価調整額2,490,000円とする。

(注2) 区分(2)について、整備促進地域における増築(床)の場合は、定員が15人に達するまでは増加する定員1人当たり補助基準額450,000円、物価調整額250,000円、定員16人からは増加する定員1人当たり補助基準額6,450,000円、物価調整額3,600,000円とし、その他の地域における増築(床)の場合は、定員が15人に達するまでは増加する定員1人当たり補助基準額300,000円、物価調整額250,000円、定員16人からは増加する定員1人当たり補助基準額4,300,000円、物価調整額3,600,000円とする。

(別表3) 島しょ工事費指数

場 所	指 数
大島	1. 2 5
利島	1. 6 0
新島	1. 4 0
式根島	1. 4 5
神津島	
三宅島	
御蔵島	1. 6 0
八丈島	1. 5 0
小笠原 父島	1. 8 5
小笠原 母島	1. 9 0

(別表4)

1 区 分	2 基準額 (1施設当たり)	3 対象経費	4 補助率		
			都	区市町村 (補助事業者)	間接補助 事業者
(1) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所	7,730,000円	大規模な修繕等を実施する事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、東京都知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1 / 4	1 / 4	1 / 2
(2) 地域密着型特別養護老人ホーム	15,400,000円				

備考

- (1) 本事業は原則として単年度事業とする。2 か年以上の継続事業の場合は、本要綱 6 及び 7 の補助対象経費及び算定基準に基づき算出した額について、各年度の出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。ただし、1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てるものとする。
2 か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度（補助事業者に対して都が初回の補助内示を行った年度をいう。）の補助要綱に定める算定方法を適用する。ただし、実施要綱 4 (1) から (3) までの整備事業について、令和 5 年度からの継続事業のうち、事業計画、資金計画等を見直し、令和 6 年度に再度事業実施のための契約手続（原則として一般競争入札による。）を行った案件は令和 6 年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。なお、この場合であっても、整備促進地域については、都が初回の補助内示を行った年度の指定による。
- (2) 整備促進地域とは、別に定める基準に基づき、都が指定した地域とする。
- (3) 別表 1 第 4 欄及び別表 2 第 4 欄の対象経費については、次に掲げる費用について補助対象としないものとする。
 - ①土地の買収又は整地に要する費用
 - ②門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
 - ③職員の宿舎に要する費用
 - ④その他施設整備費として適当と認められない費用
- (4) 既存建築物の買取り・改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。
- (5) 事業者改修型及びオーナー改修型については、規則第 2 4 条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、区市町村に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、区市町村長に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 区市町村又は間接補助事業者等が、(1)の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、別紙様式第3号に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 知事は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを区市町村長に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 知事は、区市町村又は間接補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区市町村長に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 知事は、8によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

10 違約加算金及び延滞金

- (1) 区市町村長は、8により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 知事は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

11 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

13 財産処分等に伴う収入の納付

区市町村長が、知事の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった

場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

1 4 財産管理

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

1 5 補助金調書の作成

区市町村長は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 6 帳簿の整理

区市町村長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 7 間接補助事業者等に対する条件

区市町村が、実施要綱の4に規定する事業を実施する運営事業者に対して補助金を支出して整備事業を行う場合には、事業実施のための補助要綱等を制定し、間接補助事業者に対しても本要綱に定める補助条件を付することを条件とする。

1 8 消費税等に係る税額控除の報告

区市町村長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

1 9 防火設備整備の条件

実施要綱の4(2)及び(3)の整備事業を実施する場合は、平成25年12月27日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号）、「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年総務省令第126号）、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」（平成25年総務省令第127号）により設置が義務化された防火設備については、義務化の有無にかかわらず本整備と併せて整備すること。

2 0 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

2 1 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

2 2 事業実施のための契約手続

区市町村又は間接補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都の助成

を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

2 3 根抵当権設定の禁止

間接補助事業者は、補助を受けようとする地域密着型サービス等の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

2 4 契約の相手方等からの資金提供の禁止

間接補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

2 5 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

特定非営利活動法人等に対する補助条件

区市町村は、実施要綱 3 (3) ③から⑤までに定める運営事業者に対して実施要綱 4 (1) から (3) までの小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営組織の適切性に係る条件

法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費が総事業費のうちに占める割合の 80% 以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費が総事業費のうちに占める割合の 50% 以上であること。

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）により設立された農業協同組合及び農業共同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、指定地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

- (2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。
- (3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 84 条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 60 条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区市町村が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

5 条件確認上の留意点

区市町村は、1 から 4 までの条件を確認する際には、以下の点に留意すること。

- (1) 補助の申請を行う法人の定款又は寄附行為、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類の提出を求め、当該法人の運営状況等について条件に合致していることを確認すること。
- (2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人に対して、原則として 1 年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）の提出を求めること。

なお、事業実績が１年以下又は新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断した上で、事業の継続性について判断すること。

6 区市町村の指導等

- (1) 区市町村は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第２３条に基づき必要に応じて文書の提出等を求め、間接補助を受けた法人の予算及び事業運営に関して必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 区市町村は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱等に明記すること。

民間企業等に対する補助条件

区市町村は、実施要綱 3 (3)⑥又は⑦に定める運営事業者に対して実施要綱 4 (1)から(3)までの小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 8 4 条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 6 0 条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区市町村が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

5 条件確認上の留意点

区市町村は、1 から 4 までの条件を確認する際には、以下の点に留意すること。

- (1) 補助の申請を行う法人の定款又は寄附行為、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類の提出を求め、当該法人の運営状況等について条件に合致していることを確認すること。
- (2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人に対して、原則として 1 年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）の提出を求めること。

なお、事業実績が 1 年以下又は新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断した上で、事業の継続性について判断すること。

6 区市町村の指導等

- (1) 区市町村は、介護保険法第 2 3 条に基づき必要に応じて文書の提出等を求め、間接補助を受けた法人の予算及び事業運営に関して必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 区市町村は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱等に明記すること。

別記 4

土地所有者等に対する補助条件

区市町村は、土地所有者等に対して、実施要綱 4 (1) から (3) までの小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室の運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、実施要綱 3 (3) ③から⑤までに定める法人の場合には、別記 2 の補助条件を満たすこと。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、実施要綱 3 (3) ⑥及び⑦に定める法人の場合には、別記 3 の補助条件を満たすこと。

3 区市町村の指導等

- (1) 区市町村は、補助を受けた土地所有者等に対して、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 区市町村は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱等に明記すること。

建物所有者に対する補助条件

区市町村は、建物所有者に対して、実施要綱 4 (1) から (3) までの小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室の運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、実施要綱 3 (3) ③から⑤までに定める法人の場合には、別記 2 の補助条件を満たすこと。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、実施要綱 3 (3) ⑥及び⑦に定める法人の場合には、別記 3 の補助条件を満たすこと。

3 区市町村の指導等

- (1) 区市町村は、補助を受けた建物所有者に対して、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 区市町村は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱等に明記すること。